工　事　設　計　書

施行年度	平成27年度	工事番号	伊賀市		
		4271000034			
工事名	平成27年度三田地区排水ポンプ設置工事			設計・積算年月日	
施工地名	伊賀市　東高倉　地内			平成　年　月　日	
工種					
設計金額	¥　円　内消費税相当額 ¥　円				
工期		延長　m		幅員　m	

工事概要	
材料費 ポンプ操作盤（22kw×3台操作）　N=1基 低圧ケーブル（CVQ38）　L=108m 低圧ケーブル（CVT150sq）　L=10m 接続材　N=3個 SGPフランジ付鋼管 φ250　N=3本 VSジョイント250用　N=3個 労務費 ポンプ設備設置　1式 電気配線設置　1式	

伊賀市

建設部　建設1課

設 計 内 訳 表

費目　工種　種別　細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本工事費					
工事原価					
製作原価	式	1			
直接製作費	式	1			
材料費	式	1			第 0001 号 明細表
直接製作費計	式	1			
純製作費	式	1			
製作原価計	式	1			
据付工事原価	式	1			
直接工事費	式	1			
材料費	式	1			第 0002 号 明細表
労務費	式	1			第 0003 号 明細表
直接工事費計	式	1			
間接工事費	式	1			

伊賀市

設　計　内　訳　表					
費目　工種　種別　細別	単位	数　量	単　　価	金　　額	摘　　要
共通仮設費計	式	1			
共通仮設費（率計上額）	式	1			
純工事費	式	1			
現場管理費	式	1			
間接工事費計	式	1			
据付工事原価計	式	1			
設計技術費	式	1			
工事原価計	式	1			
一般管理費等	式	1			
工事価格	式	1			
消費税等相当額	式	1			
本工事費計	式	1			

第 0001 号　明細表　材料費　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
ポンプ操作盤（22kw×3台操作） 屋外自立閉鎖形	基	 1			
合　計					

第 0002 号　明細表　材料費　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
低圧ケーブル（CVQ38）	m	 108			
低圧ケーブル（CVT150sq）	m	 10			
接続材（92-JA5相当品）	個	 3			
ＳＧＰ１Ｆ特殊曲管　90°/25°　750 *4000 10KF　250用	本	 1			
ＳＧＰ１Ｆ特殊曲管　90°/45°　750 *6000 10KF　250用	本	 1			
ＳＧＰ１Ｆ特殊曲管　90°/45°　750 *5200 10KF　250用	本	 1			
ゴム全面F・PK　JIS10k	枚	 3			
ステンレスボルトナット 22*100	本	 36			
ＶＳジョイント 250用	本	 3			
合　計					

第0003 号　明細表　労務費　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名称　規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ポンプ設備据付労務費（φ250×3台、鋼管）	式				第0001号単価表
		1			
電気配線配管据付労務費	式				第0002号単価表
		1			
嵩上げ工	式				第0003号単価表
		1			
合　計					

コンクリート					第0001号施工単価表
無筋・鉄筋構造物 18-8-25(20) 高炉 W/C=60%以下 小型車割増有り					10 m3 当り
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
コンクリート（施工パッケージ） 無筋・鉄筋構造物 18-8-25(高炉) W/C=60%以下,小型車割増有り	m3	10			CB240010(0001)
合計	m3	10			
単位当り	m3	1	当り		

型枠					第0002号施工単価表
一般型枠					100 m2 当り
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
型枠（施工パッケージ） 一般型枠	m2	100			CB240210(0002)
合計	m2	100			
単位当り	m2	1	当り		

施工パッケージ単価一覧表

単価コード	名称	単位	標準単価	積算単価	条件
CB240010(0001)	コンクリート（施工パッケージ）	m3			構造物識別=無筋・鉄筋構造物, ｺﾝｸﾘｰﾄ規格=18-8-25(高炉), 水セメント比=W/C=60%以下, 小型車割増=小型車割増有り
CB240210(0002)	型枠（施工パッケージ）	m2			型枠の種類=一般型枠

ポンプ設備据付労務費（φ250×3台、鋼管）

第0001号単価表
1　式　　当り

名　　称	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
機械設備据付工	人				
普通作業員	人				
電工	人				
合　　計	式	1			
単位当り	式	1	当り		

電気配線配管据付労務費

第0002号単価表
1　式　　当り

名　　称	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
機械設備据付工	人				
普通作業員	人				
電工	人				
合　　計	式	1			
単位当り	式	1	当り		

嵩上げ工

第0003号単価表
1　式　　当り

名　　称	単 位	数　量	単　価	金　額	摘　要
コンクリート 無筋・鉄筋構造物 18-8-25(20) 高炉 W/C=60%以下 小型車割増有り	m3	0.17			第0001号施工単価表
型枠 一般型枠	m2	0.82			第0002号施工単価表
合　　計	式	1			
単位当り	式	1	当り		

数　量　総　括　表

（平成27年度三田地区排水ポンプ設置工事）

数　量　総　括　表　－１－

工事名	平成27年度三田地区排水ポンプ設置工事					
工　種	種　別	細　別	規　格	単位	数　量	摘　要
製作原価						
直接制作費						
	材料費	水中ポンプφ250	吐出量7m3/min 出力22ｋｗ	台	3.0	支給品 参考重量各390kg
		ポンプ操作盤	22kw×3台分操作用	基	1.0	屋外自立型
据付工事原価						
直接工事費						
	材料費	低圧ケーブル	CVQ38	m	108.0	配管設置済 36m×3本
		低圧ケーブル	CVT150sq	m	10.0	発電機との接続
		接続材	92-JA5相当	個	3.0	防水接続処理
		片側フランジ SGP鋼管φ250	90°/25° 750*4000	本	1.0	
		片側フランジ SGP鋼管φ250	90°/45° 750*6000	本	1.0	
		片側フランジ SGP鋼管φ250	90°/45° 750*5200	本	1.0	
		ゴム全面F・PK	J10k	枚	3.0	
		ステンレス ボルトナット	22*100	本	36.0	12穴×3本
		VSジョイント	φ250	個	3.0	
	労務費	ポンプ設備据付労務費		式	1.0	φ250×3台 水槽ﾊﾞﾙﾌﾞ固定
		電気配線配管据付労務費		式	1.0	
		嵩上げ工		式	1.0	ピット部・操作部

単 位 数 量 計 算 書

数 量 計 算 書

1.0式当り

種 別	嵩上げ工	細 別 規 格	

名 称	計 算 式	単位	数 量
(ピット部)			
コンクリート	0.73 × 0.73 × 0.05 × 3.0 = 0.080		
(操作部)			
コンクリート	1.10 × 0.80 × 0.10 = 0.088		
計		m3	0.17
(ピット部)			
型 枠	0.05 × 0.73 × 12.0 = 0.438		
(操作部)			
型 枠	1.10 × 0.10 × 2.00 + 0.8 × 0.10		
	× 2.00 = 0.380		
計		m2	0.82

三田地区排水ポンプ設置工事

［特記仕様書］

伊賀市　建設部　建設１課

－ 目　次 －

第 １ 章　総　則
第１節　一般事項　------------------------　1
第２節　仮設工事　------------------------　2
第 ２ 章　機械設備
第１節　ポンプ設備　----------------------　3
第 ３ 章　電気設備
第１節　盤　類　--------------------------　4

第　１　章　　総　　則

第１節　一般事項

１．　本工事は準用河川野間川からの排水による内水対策として、排水ポンプ（支給品）３台・既設吐出管までの鋼管バルブの設置及びポンプ操作盤を設置し、別途配置する発電機と接続して動作可能までを行う工事である。

２．　本工事は以下に記載する工事を当市の契約規定、関係法規、一般仕様書、特記仕様書および設計図書並びに係員の指示に従い、誠意をもって完全なる施工をなすものとし、後記の関連法規および準拠規格に違背しないように完全に施工を行なうこと。

３．　本工事請負人は一般仕様書、本特記仕様書および設計図書に従って施工するものであるが、これに明示してない事項でも、施工上当然必要な設備は請負人の責任において行わなければならない。

４．　本工事請負人は関係諸官庁、電力会社およびＮＴＴ等に対する一切の手続きを代行すると共に、常に密接な連絡を保ちそれぞれの使用に支障のないようにしなければならない。なお、これに必要な経費は、請負人の負担とする。特に施設の運転には支障のないように注意しなければならない。

５．　本工事の施工に当たっては承認図を提出し、当市係員の承認を得るものとするが、仕様書の変更については係員が認めた場合について行うことができる。

６．　本工事の完成に当たっては、当市係員立会いのもとで機械設備に対しては水圧試験、振動試験を、電気設備に対しては絶縁試験を行なった上、総合動作試験を行うものとする。

７．　本工事について請負人は次の工事関係図書を各２部提出すること。これらに要する費用は請負人の負担とすること。

［１］納入図

(1)　機器外形図、詳細図、結線図

(2)　一般機器配置図

(3)　機器基礎図

(4)　配管配線詳細図

(5)　その他、当市が指示するもの

［２］完成図書

(1)　維持管理に必要な操作説明図書

(2)　各種機器試験成績表

(3)　各種機器取扱説明書

(4)　全設備完成図

８．　本工事竣工までの機器材料の保管の責任は請負人によるものとする。

９．　本工事施工中に建造物、機械設備等の関係で起きる機器の配置、配管路の軽微なる変更は請負人において行うこと。

１０．取り合い

　配管設備、電気計装設備に関連するもので他の業者に製作依頼もしくは、作業取り合いが発生すると思われるものについては、受注後に他の施工図とは別途に施工図を提出して、工事の円滑な進捗をはかること。

１１．工場立会い検査

　当市が指定する機器については工場立会い検査を行う。検査に要する費用は請負人の負担とする。

１２．関連法規および準拠規格

(1)　日本工業規格　（ＪＩＳ）

(2)　日本水道規格　（ＪＷＷＡ）

(3)　水道施設設計指針

(4)　日本電気工業会標準規格　（ＪＥＭ）

(5)　日本電線工業会規格　（ＪＣＳ）

(6)　電気学会電気規格調査会標準規格　（ＪＥＣ）

(7)　その他関係基準、規格

第２節　仮設工事

１．　請負人事務所、工作物小屋、材料置場、便所等の必要な仮設物を設ける場合は、設置位置その他について当市係員の承認を受けること。

２．　火気を使用する場所、引火性材料の貯蔵場所はなるべく建築物および、仮設物から隔離した場所を選び、関係法規の定めるところに従い、防火構造または不燃材料等でおおい、消火器を設けること。

３．　工事用足場等を設ける場合は堅ろう、安全に仮設し、常に維持管理に注意すること。

４．　工事用の水、電力および電話等に必要な仮設物は請負人がその手続きをし、設置すること。

５．　前記各項の仮設物等に要する一切の費用は請負人の負担とする。

第　２　章　　機 械 設 備

第１節　ポンプ設備

１．排水ポンプ（支給品による設置）

(1) 形式および仕様

形　　式	大口径工事用水中ポンプ
口　　径	２５０ mm　　参考重量 390ｋｇ
台　　数	３　台
吐 出 量	７．０　m^3/min
フランジ規格	φ２５０　ＪＩＳ１０ｋフランジ

(2) 直結電動機形式および仕様

形　　式	乾式水中形
台　　数	３　台
出　　力	２２ ｋＷ
電　　圧	ＡＣ２００Ｖ
周 波 数	６０ Ｈｚ
起動方式	じか入

２．接続管

(1) 形式および仕様

形　　式	SGP鋼管１F特殊曲管２５０A　JIS10K 90°/25° 750*4000、90°/45° 750*6000、90°/45° 750*5200
本　　数	３　本

※寸法については再度現地測量を行い製作すること

形　　式	ＶＳジョイント２５０
本　　数	３　個

第　３　章　　電気設備

第１節　盤　類

１．排水ポンプ盤

形　　　　式　　鋼板製屋外自立閉鎖形
参 考 寸 法　　ｗ800×ｄ500×ｈ2020（概略）
材 質 ・ 板 厚　　ＳＰＨＣ（鉄）
塗　 装　 色　　マンセル５Ｙ７／１
数　　　　量　　１　面

主要盤面取付機器

１個　×　電圧計
３個　×　電流計
１組　×　集合表示灯
３個　×　切換スイッチ
２個　×　押釦スイッチ
１式　×　名称銘板、その他必要なもの

主要盤内取付機器

３個　×　漏電遮断器
３組　×　電磁接触器
３ケ　×　３Eリレー
１組　×　避雷器
１個　×　遮断器
１式　×　その他必要なもの

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

NO. 1

明示項目	明示事項	条件及び内容
工程関係	☐ 別途工事との工程調整が必要あり	☐ 調整項目（ ☐ 資材等の流用 ☐ 仮設及び工事用道路等の調整 ☐ 建設機械等の調整
		☐ 施工順序の調整 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ）
	☐ 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	☐ 制限する工種名（ ） 施工時期及び施工時間（ ）
		施工方法（ ）
	☐ 工期	☐ 工期は、繰越手続きが完了後、契約の日から（ ）日間に変更します。
	☑ 他機関との協議が未完了	☑ 協議が必要な機関名（木津川上流河川事務所、中部電力） 協議完了見込み時期（ ）
	☑ 占用物件との工程調整の必要あり	☐ 占用物件名（ ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ その他（ ））
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
用地関係	☐ 用地補償物件の未処理箇所あり	☐ 未処理箇所（ ☐ 別添図 ☐ №. ～№. ☐ 別途協議 ）
		☐ 完了見込み時期（ ☐ 平成 年 月頃 ☐ 別途協議 ）
	☐ 仮設ヤードの有無	☐ 仮設ヤード（ ☐ 官有地 ☐ 民有地 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ）
		☐ 仮設ヤード使用期間（ ）
		☐ 仮設ヤードからの運搬距離（Ｌ＝ km）
	☐ その他（ ）	☐ 使用条件・復旧方法（ ）
		☐ その他（ ）
公害対策関係	☑ 施工方法の制限あり	☑ 制限項目 （ ☑ 騒音 ☑ 振動 ☐ 水質 ☐ 粉じん ☑ 排出ガス ☐ その他（ ））
		☐ 施工方法等（ ☐ 指定工法名（ ） ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ）
		☐ 施工時期 （ ）
	☐ 事業損失防止に関する調査あり	☐ 調査項目 （ ☐ 騒音測定 ☐ 振動測定 ☐ 水質調査 ☐ 近接家屋の事前・事後調査 ☐ 地盤沈下測定
		☐ 地下水位等の測定 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ）
		☐ 調査方法 （ ☐ 別途資料 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ）
		☐ 調査費 （ ☐ 別途資料 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ）
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
安全対策関係	☐ 交通安全施設等の指定あり	☐ 交通安全施設等の配置 （ ☐ 別途図面 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ）
		☐ 交通管理要員の配置 （ ☐ 別途図面 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ）
		☐ 指定路線 ☐ 指定路線以外
		☐ 配置人員数（ 人） （うち交通誘導員Ａ（ 人））
		（注：配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、指定路線以外で交通誘導員Ａが配置できない場合は変更の対象とする。）
		☐ 施工時間の制限
	☐ 近接公共施設等に対する制限	☐ 工法制限あり
		・近接公共施設名等 （ ☐ 鉄道 ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ その他（ ））
		・制限を受ける工種 （ ）
		・制限内容 （ ）
	☐ 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	☐ 安全防護施設等の配置 （ ☐ 別途図面 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ）
		☐ 保安要員の配置 （ ☐ 別途図面 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ）
	☐ イメージアップ経費適用工事	☐ イメージアップの内容（率分） （ ）
		☐ イメージアップの内容（積上） （ ）
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、甲（発注者）と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

伊賀市

平成27年4月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
工事用道路関係	□ 一般道路（搬入路）の使用制限あり □ 仮設道路の設置条件あり □ その他（　　　）	□ 経路及び使用期間の制限内容　（ □ 別途図面　□ その他（　　）　□ 別途協議 ） □ 使用中及び使用後の措置　（ □ 別途図面　□ その他（　　）　□ 別途協議 ） □ 用地及び構造　（ □ 別途図面　□ その他（　　）　□ 別途協議 ） □ 安全施設　（ □ 別途図面　□ その他（　　）　□ 別途協議 ） □ 使用中及び使用後の措置　（ □ 別途図面　□ その他（　　）　□ 別途協議 ） □ その他（　　　）
仮設備関係	□ 仮設備の設置条件あり □ 仮設物の構造及び施工方法の指定 □ その他（　　）	□ 使用期間及び借地条件　（ □ 別添図等　□ その他（　　）　□ 別途協議 ） □ 転用あり（　　　回） □ 兼用あり（　　　） □ その他（　　　） □ 構造及び設計条件　（ □ 別添図等　□ その他（　　）　□ 別途協議 ） □ 施工方法（　　　） □ その他（　　　）
残土・産業廃棄物関係	□ 残土処分（自由処分） □ 残土処分（指定処分・他工事流用） □ 産業廃棄物の処理条件あり □ 提出書類あり □ その他（　　　）	□ 残土処分地（ □ 別途資料　□ その他（　　）　□ 別途協議 ）　運搬距離（暫定Ｌ＝　　km） □ 処分地の処理条件あり　（ □ 押土整地　□ その他（　　　）） □ 産業廃棄物の種類　（ □ コン塊　□ アス塊　□ 木材　□ 汚泥　□ その他（　　）） □ 産業廃棄物の処分地　（ □ 再生処分場（　　）　□ 最終処分場（　　）　□ 別添図書 □ その他（　　　）　□ 別途協議 ） 運搬距離（Ｌ＝　　km） 【注：その他の項目（　　）については、処分地を指定しなければならない場合にのみ記入のこと。】 □ 処分地での処理費　（ □ 計上あり（ □ 処理料　□ 押土整地　□ 被覆土）　□ その他（　　）　□ 別途協議） □ 処分場の受入条件　（　　　） □ その他（　　　）
工事支障物件関係	□ 工事支障物件あり □ その他	□ 支障物件名　（ □ 鉄道　□ 電気　□ 電話　□ 水道　□ ガス　□ 有線　□ その他（　　）） □ 移設時期　（ □ 平成　　年　　月　頃　□ 別途協議） □ 防護　（　　　） □ その他（　　　）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、甲（発注者）と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

伊賀市

平成27年4月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明　示　項　目	明　示　事　項	条　件　及　び　内　容
排水工（濁水処理を含む）関係	□ 濁水、湧水等の排水に際し、制限あり □ 水質調査等必要あり □ その他（　　）	□ 項目及び基準値（　　） □ 調査項目（　　） □ その他（　　）
薬液注入関係	□ 薬液注入工法等の指定あり □ 提出書類あり □ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認 □ その他（　　）	□ 工法区分（　　）　材料種類（　　）　施工範囲（　　） □ 削孔数量（　　）　注入量　（　　）　その他　（　　） □ 工法関係（　　）　材料関係（　　） □ その他（　　）
再生材使用関係	□ 再生材使用の指定あり □ 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験） □ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について □ その他（　　）	□ 再生材の種類（ □ 再生Asコン □ 再生路盤材 □ 再生クラッシャーラン □ 道路用盛土材 □ 再生コン砂 ） □ 再生材が使用出来ない場合の措置（ □ 新材に変更 □ その他（　　）□ 別途協議 ） □ 再生コンクリート砂（１購入先当たり１検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。） □ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。 （認定製品の品名：　　） 【注：認定製品の品名欄については、設計単価表の品名を記入すること】 □ 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 （認定製品の品名：　間伐材製工事用バリケード・看板・標示板・ガードフェンス、緑化基盤材、石こうボード ） □ その他（　　）
そ　の　他	□ 工事用機材の保管及び仮置きの必要あり □ 現場発生品あり ☑ 支給品あり □ 盛土材等工事間流用あり □ その他（　　）	□ 保管場所（　　）　期間（　　）　その他（　　） □ 品名（　　）　数量（　　）　保管場所（　　）　その他（　　）） ☑ 品名（排水ポンプφ250）　数量（　3台　）　引渡場所（現場渡し） 時期（　　）　その他（　　） ☑ 運搬方法（ □ 請負者で運搬 ☑ 請負者以外で運搬 □ 別途協議 □ その他（　　）） □ 引渡場所（ □ 別添図等 □ 別途協議 □ その他（　　）） 数量（　　）　運搬距離（L＝　　km） □ その他（　　）
適 用 条 件		☑ 三重県公共工事共通仕様書（平成２４年７月版）を適用　（部分改訂を行った内容も含む（最新改訂：平成　年　月　日）） □ 「土木構造物設計マニュアル（案）　　編」を適用 ☑ その他（三重県を伊賀市と読み替える。　　）
監督の区分 （共通仕様書第1編第1章1-1-23条第6項に規定する表1-2、表1-3）	□ 一般監督 （ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、全ての工種を重点監督とする。） □ 重点監督	重点監督の場合　【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 □ 全ての工種に適用する。 □ 対象工種（　　） ※これ以外は、一般監督とする。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、甲（発注者）と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

伊賀市

平成27年4月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

NO. 4

明示項目	明示事項	条件及び内容
入札・契約方式	☐ 入札時ＶＥ方式 ☐ 契約後ＶＥ方式 ☐ 設計・施行一括発注方式 ☐ プロポーザル方式 ☐ 総合評価方式	☐ 契約前のＶＥ提案に基づき施工しなければならない。 ☐ 契約後にＶＥ提案を受け付ける。 ☐ 細部設計の承認を受けなければならない。 ☐ 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の１割を減点します。
電子納品	☐ 工事写真 ☐ 工事完成図書（工事写真含む） ☐ 工事完成図書（試行）	☐ 工事写真は電子納品とする。電子媒体の提出部数は、（　☐ ２部　☐（　　　）部）とする。 ☐ 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りでない。電子媒体の提出部数は、（　☐ ２部　☐（　　　）部）とする。 電子納品の取扱いは「三重県ＣＡＬＳ電子納品運用マニュアル（案）」によるものとする。なお、「試行」とは、正式な成果物は紙納品し、並行して電子納品を試行的に実施するものである。
産業廃棄物税		☑ 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、請負者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の４月１日から８月３１日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
工事カルテ作成・登録		☑ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、工事カルテ作成・登録を行うこと。
建設副産物情報交換システム		☑ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システム（副産物システム、発生土システム）にデータを入力すること。
市内企業優先使用	☑ 市内企業優先使用	☑ 本工事に於いて、下請け契約を締結する場合には、当該契約の相手方を伊賀市内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。
県内産製品優先使用	☑ 建設資材の県内産製品優先使用	☑ 本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材の優先使用するよう努めること。 ☑ 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入すること。
不当介入を受けた場合の措置	☑ 不当介入を受けた場合の措置	☑ 暴力団員等による不当介入（伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第２条第１項第８号）を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等（伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第２条第１項第６号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
工事実態調査	☑ 工事実態調査	☑ 三重県低入札価格調査実施要領第３条で定める調査基準に満たない額で契約し、発注者より工事実態調査の指示があった場合又は、同実施要領で定める重点調査を経て契約した場合は、工事実態調査に協力すること。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、甲（発注者）と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

伊賀市

平成27年4月